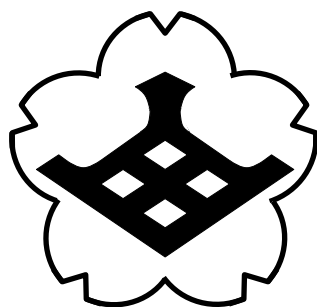


令和 7 年度改定版

PTA規約・細則



吹田市立山田第一小学校PTA

吹田市山田東 2 丁目 33 番 2 号

電話 (06) 6877-4131

吹田市立山田第一小学校PTA規約・細則

- 第1章 名称及び事務所
 - 第2章 目的および活動
 - 第3章 方針
 - 第4章 会員
 - 第5章 部会
 - 第6章 経理
 - 第7章 役員
 - 第8章 会計監査
 - 第9章 校長および教職員
 - 第10章 役員を選出
 - 第11章 総会
 - 第12章 運営委員会
 - 第13章 専門部および特別部
 - 第14章 細則
 - 第15章 改正
- 附 則

細 則

- 第1章 部会
- 第2章 専門部会および特別部会
- 第3章 役員を選出
- 第4章 運営委員会
- 第5章 学年部・専門部・特別部の委員の選出
- 第6章 総会
- 第7章 改正

附 則

委員選出における申し合わせ事項

吹田市立山田第一小学校PTA慶弔規程

運営委員会における申し合わせ事項



吹田市立山田第一小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は吹田市立山田第一小学校PTAと称します。
- 第2条 この会の事務所を吹田市立山田第一小学校内に置きます。

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動を行います。
1. 会員は家庭および学校における教育に関し、情報の交換や学習をするとともに相互に理解するようつとめます。
 2. 児童の生活指導と福祉に関する協力をします。
 3. 教育環境の整備と充実をはかります。
 4. その他、目的を達成するために必要な活動を行います。

第3章 方針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動します。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力します。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなくまた営利を目的としません。
 3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しません。
 4. 学校の人事その他管理には干渉しません。
 5. (削除)
- 第6条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、個人情報保護法に基づき「個人情報取り扱い規則」を定め、適正に運用するものとします。
1. PTAが入退会自由な任意団体であることを保護者に周知致します。
 2. PTAが未加入の保護者との間で加入契約を締結する場合には消費者契約法が適用されます (PTAが消費者契約法第2条第2項「その他の団体」に該当する為)。

第4章 会員

- 第7条 この会の正会員は、教職員および児童の保護者とします。
- 第8条 この会の会員は会費を納めるものとします。会費は児童一人あたり月額180円とします。ただし、3人目以降の児童分については申請すれば免除されるものとします。年額2,160円を学校徴収金と併せて一括徴収します。
- 第9条 会員はすべて平等の権利を有します。
また、非会員の児童を差別的に扱うことは憲法第14条第1項「法の下での平等」原則に反するものとします。
- 第10条 (削除)

第5章 部会

- 第11条 本会は、必要に応じて役員会の議決により特別委員会を設けることができる。
- 第12条 特別委員会の目的、構成及び運営に関する事項は、役員会で定める。

第6章 経理

- 第13条 この会の活動に要する経費は、会費・寄附金およびその他の収入によって支弁されます。
- 第14条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われます。
- 第15条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第7章 役員

第16条 本会の会員で、本会の目的に賛同するものは、本章の規程に従い会員となることができる。

第17条 1 本会に次の役職を置く。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記
4. 会計

2 役員の数、事業の実情に応じて定める。ただし、最低限会長及び会計が選任されていれば、役員としての構成は成立する。

3 必要に応じて、副会長及び書記を置くことができる。

第18条 役員は4月1日から就任し任期を1年とします。ただし再選を妨げません。

第19条 役員は、総会の議決により選出する。

第20条 役員の仕事は次のとおりです。

1. 会長は会務を総理し、この会を代表します。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をします。
3. 書記は会の記録を作成しその庶務を掌理します。
4. 会計は会の財産を管理し金銭の出納を掌理します。

第8章 会計監査

第21条 この会の経理を監査するために2名の会計監査をおきます。

第22条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければなりません。

第23条 会計監査は必要に応じて随時会の経理監査を行い、その結果を運営委員会および定期総会に報告しなければなりません。

第24条 会計監査は4月1日から就任し任期を1年とします。ただし再選を妨げません。

山田第一小学校 PTA 会計内規

第1条 (目的)

本内規は、山田第一小学校 PTA の会計処理及び予算執行に関する基本的なルールを定め、会計業務の透明性と公正性を確保することを目的とする。

第2条 (支出の原則)

1. 支出はあらかじめ予算に計上されている範囲で行うこと
2. 緊急または予見できない支出については、役員会の承認を得るものとする。
3. 私的な支出や、個人的な利益を目的とした支出は認めない

第3条 (備品等の購入)

1. PTA 活動に必要な物品の購入は事前に担当役員または会計担当に相談すること
2. やむを得ず、個人で購入し、立て替える場合は、領収書を添えて清算申請を行うこと。
なお、立て替えに使用する支払方法(現金、キャッシュレス決済など)については制限しない。

第4条 (ポイント付与について)

1. 購入時に付与されるポイントなどについては、付与の可否を購入者側で選択できない場合があるため、個人の受領を容認する。
2. ただし、ポイント付与を選択できる場合には、原則としてポイントを受け取らないものとする。
3. ポイント付与が致し方ない場合に限り、ポイントの受領を認めるが、当該ポイントは PTA の財産とはみなさず、請求金額から差し引く必要はないものとする。
4. 不当な利益を目的として不必要な高額品を購入した場合など、役員会が不適切と判断した場合は、対応を協議する。
5. 付与されたポイントの管理や使用について、会計担当者は確認の対象とはしないが、不正利用が疑われる

場合には調査を行う。

第5条 (支払い及び清算)

- 1.原則として、領収書やレシートなどの証憑書類に基づき精算を行う。
- 2.領収書には、購入日、品名、金額、支払先が明記されていること。
- 3.証憑の提出がない支出は原則として認めない。

第6条 (会計監査)

- 1.年度末に監査を実施し、収支報告書に基づいて会計処理の適正性を確認する。

第9章 校長および教職員

第25条 校長および教職員は学校運営ならびに教育上、各種部会に出席して意見を述べるすることができます。

第10章 役員 の 選 出

第26条 役員ならびに会計監査の候補者の指名または選出を推薦部が行います。

第27条 推薦部の委員の数と選出方法は細則で定めます。

第28条 (削除)

第11章 総会

第29条 総会は全会員をもって構成されこの会の最高議決機関であります。

第30条 総会は定期総会を原則として1学期および3学期に開催するものとし、やむを得ない事情がある場合は、役員会の決議により開催時期を変更できるものとします。なお、原則として開催時期は5月及び2月とします。

第31条 総会は会員数の5分の1以上出席(委任状による議決権行使含む)しなければ議事を審議し議決することはできません。

第32条 総会の決議は出席(委任状含む)もしくは書面による議決権行使にて、過半数の同意を要します。また校長・教頭・会長・副会長判断で、書面のみ、もしくはWEBによる総会に変更可とします。

第12章 運 営 委 員 会

第33条 運営委員会は役員と校長と教頭、学年、各専門部の部長および特別部のある場合にはその部長をもって構成され各部によって立案された計画を討議承認し、または総会に提出する議案について協議します。

第34条 運営委員会は定例委員会のほか会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要求があった時開催します。

第35条 運営委員会は委員の2分の1以上出席(委任状による議決権行使含む)しなければ議事を審議し議決することはできません。

第36条 議決は出席(委任状含む)もしくは書面による議決権行使にて、過半数の同意を要します。

第13章 専 門 部 お よ び 特 別 部

第37条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために専門部を置きます。専門部について必要な事項は細則で定めます。

第38条 特別な事項について必要がある時は特別部を設けることができます。特別部について必要な事項は細則で定めます。

第14章 細 則

第39条 この会の運営に関して必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定めます。運営委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければなりません。

第15章 改 正 ・ 改 定

第40条 この規約は総会において出席者(委任状による議決権行使含む)の3分の2以上の賛成がなければ改正・改定することができません。改正・改定案は少なくとも総会開催1週間前に全会員に知らせておかなければなりません。

附 則

この規約は昭和44年4月1日から施行します。ただし規約16条20条については昭和43年12月1日より実施します。

規約第7条の一部改正は昭和48年6月1日より実施
規約第7条の一部改正は昭和55年4月1日より実施
規約第7条の一部改正は昭和56年4月1日より実施
規約第32条の一部改正は昭和59年5月26日より実施
規約第7条の一部改正は平成元年6月1日より実施
規約第6条の一部改正は平成10年4月1日より実施
規約第10条の一部改正は平成10年4月1日より実施
規約第32条の一部改正は平成10年4月1日より実施
規約第27条の削除は平成27年2月17日より実施
規約第23条の一部改正は平成29年4月1日より実施
規約第5条の一部改正は平成30年4月1日より実施
規約第3条の一部改正は令和2年6月10日より実施
規約第4条の一部改正は令和2年6月10日より実施
規約第5条は令和2年6月10日に削除 第6条を追加・実施
規約第6条は第7条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第8条は第9条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第10条は第11条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第30条は第31条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第31条は第32条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第34条は第35条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第35条は第36条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第39条は第40条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施
規約第8条の一部改正し令和5年4月1日より実施
規約第30条は一部改正し令和7年5月26日より実施

細 則

第1章 部会

- 第1条 教職員部は吹田市立山田第一小学校に勤務する教職員によって構成し、この会の運営に関し常に指導的立場で助言指導できるように研究及び協議します。
- 第2条 (削除)
- 第3条 (削除)
- 第4条 (削除)
- 第5条 特別部は、必要に応じて役員会の議決により設置することができる。特別部の目的、構成、運営は役員会で定める。※生活部、広報部、推薦部、学年部は廃止。固定部会は設けない。

第2章 (削除)

第3章 役員 の 選 出

第6条 役員は会長、副会長、書記、会計とする。役員は事業の実情に応じて役員会で定める。必要に応じて副会長、書記を置くことができる。役員は総会の議決により選出する。

第7条 役員に欠員が生じた時は役員会で決定することができます。任期は前任者の残任期間とします。

第4章 運 営 委 員 会

第8条

1. 会計監査は運営委員会に出席することができます。
2. 各部の部長が事故あるときは、その代理として副部長が運営委員会に出席することができます。また役員が必要と認めた場合は委員が運営委員会に出席することができます。

第9条 運営委員会は役員及び必要に応じて特別部代表者で構成する。出席した委員は意見を述べるができるが議決権は役員に属する。

第5章 学 年 部・専 門 部・特 別 部 の 委 員 の 選 出

第10条 特別部は活動ごとに役員会の決議で委員を選出する。任期は活動終了までとする。

第11条 (削除)

第12条 (削除)

第13条 (削除)

第6章 総 会

第14条 毎年3学期に役員選出のための総会を開催する。

第15条 年度初めの総会で年間計画、収支予算の審議、収支決算の承認を行います。

第7章 改 正 ・ 改 定

第16条 この細則は運営委員会において構成員(委任状による議決権行使含む)の3分2以上の賛成がなければ改正・改定することができません。

附 則

この細則は昭和44年4月1日から施行します。

第11条～第13条一部改正	昭和47年4月1日より実施
第10条一部改正	昭和49年4月1日より実施
第13条一部改正	昭和51年4月1日より実施
各部員の名称を委員と改正	昭和56年4月1日より実施
第6条の1のウ、及び3改正	昭和59年5月26日より実施
第4条の賛助会の項目を削除	平成10年4月1日より実施
第5条の補導部の名称を生活部と改正	平成10年4月1日より実施
第8条一部改正	平成10年4月1日より実施
第9条一部改正	平成10年4月1日より実施
第6条の3及び4一部改正	平成17年4月1日より実施
第10条の1一部改正	平成18年4月1日より実施
第10条の1一部追加改正	平成19年4月1日より実施
第6条の1一部改正	平成26年4月1日より実施
第8条の2一部追加改正	平成26年4月1日より実施
第5条の改正	平成27年2月17日より実施
第6条の改正	平成27年2月17日より実施
第10条の改正	平成27年2月17日より実施
第11条の削除	平成27年2月17日より実施
第5条の一部改正	平成29年4月1日より実施

- 第5条の4削除 平成29年4月1日より実施
 第2条削除 令和2年6月10日より実施
 第3条は一部改正し令和2年6月10日より実施
 第2章は削除し、第1章に組み込み令和2年6月10日より実施
 第5条は一部改正し令和2年6月10日より実施
 第7条は一部改正し令和2年6月10日より実施
 第8条は一部改正し令和2年6月10日より実施
 第10条は一部改正し令和2年6月10日より実施
 第16条は一部改正し令和2年6月10日より実施

委員選出に関する申し合わせ事項

1. 一児童について、一枚のアンケート形式をとります。
2. 2つ以上の学年で、選出される場合は、高学年を優先とします。
3. 学年部の立候補者がいない場合は、各学級において互選で決定します。
4. 専門部の立候補者がいない場合は、会員全体で互選の上決定します。
5. アンケート集計は前年度および今年度役員と担任が行います。
6. 選出する際の議長は、役員経験者、今年度役員、前年度運営委員、委員が行います。
7. 現役員は選出から除きます。連続2期の部員は、本人からの申し出により選出から除くことができます。
8. 補欠は立候補することができません。補欠は委員未経験者の中から互選で決定します。
9. 役員経験者は、以後委員を免除されます。(役員=PTA 会長、副会長、書記、会計)
10. 部長経験者は、以後部長を免除されます。ただし、以後専門部をする場合に限りです。(役員経験者、部長経験者=平成20年4月現在在学中の児童で経験されている方を含む。)
11. 一児童について2回目の委員をする場合は、部長を免除されます。

平成18年2月13日改訂、平成18年4月1日より実施
 平成19年2月13日追加、平成19年4月1日より実施
 平成20年2月13日改訂、平成20年4月1日より実施
 平成23年2月13日追加、平成23年4月1日より実施
 平成26年2月27日改訂、平成26年4月1日より実施
 平成29年1月17日追加、平成29年4月1日より実施
 令和2年6月10日より、申し合わせ事項について連動させました

吹田市立山田第一小学校PTA慶弔規程

- 第1条 この規程は、山田第一小学校PTA慶弔規程という。
 第2条 この規程は、山田第一小学校PTAの会員及び児童を対象とする。
 第3条 会員及び児童に慶弔があった場合は、次のとおり慶弔金を贈るものとする。
1. (削除)
 2. 死亡弔慰金

①教職員の場合	5,000円
②PTA会員の場合	5,000円
③児童の場合	5,000円
 3. (削除)
 4. (削除)
- 第4条 前条にきめられているほか、特に必要のある場合は役員会で審議し、決定するものとする。
 第5条 (削除)
 第6条 本規程によるものは一切返礼を要しない。
 第7条 運営委員会の慶弔は行わないものとする。
 第8条 この規程の改正は、運営委員会の同意を必要とする。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日より実施します。
 昭和48年 5月 8日 一部改正

昭和55年 2月23日 一部改正
昭和56年 4月 1日 一部改正
平成23年 1月17日 一部改正
平成23年11月17日 一部改正
平成29年 1月17日 一部改正

運営委員会における申し合わせ事項

1. 運営委員の一部の委員に活動における必要経費として通信費を支給します。

- ・ 本部役員（会長、副会長、書記、会計）へは、年間4000円を支給します
- ・ 専門部部長（生活部、広報部、推薦部）、学年部長へは、年間1000円を支給します。

通信費は当年度末までに対象の委員に支給し、受領印をもらう。

平成23年2月14日追加、平成23年3月14日より実施

平成26年5月25日 一部改正

平成27年2月17日 一部改正

平成29年1月17日 一部改正

令和4年4月1日 一部改変

* 平成24年度はPTA名義の携帯電話を契約、使用のため通信費の支給はありません。

以上